

横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人デイサービスセンター 重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して、指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 相和会
事業者の所在地	秋田県横手市上境字大上境158番地I
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 萱森 眞雄（かやもり しんゆう）
電話番号	0182-23-8335

2 ご利用施設

施設の名称	横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人デイサービスセンター
介護保険指定番号	0570317131
施設の所在地	秋田県横手市山内土淵字鶴ヶ池31番地の3
管理者名	和賀 雅人（わが まさと）
電話番号	0182-53-2300
FAX番号	0182-53-2301

3 事業の目的と運営の方針

<事業の目的>

事業所は法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、要介護状態等にあるご利用者とその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に事業を提供します。

<事業所の運営の方針>

運動や口腔機能向上、レクリエーション等多彩なプログラムをご用意し、ご利用者の心身の健康増進を図り、すこやかな日常生活の実現を支援できるようサービスを提供します。

4 事業所の概要

(1) 主な設備

設 備	備 考
デイサービスルーム	1室
日常機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽
相談室	1室

送迎車両	2台
------	----

(2) 職員体制（主たる職員）

職 種	職員数	備 考（資格等）
管理者	1名	社会福祉主事等
生活相談員	1名以上	社会福祉主事等
介護職員	3名以上	介護福祉士等
看護職員（機能訓練指導員を兼務）	1名以上	看護師または准看護師
機能訓練指導員	1名以上	看護師または准看護師

(3) 職員の勤務体制

8：30から17：30

(4) 定員及び営業時間、サービスを提供する地域

定 員	1日 18名
営 業 日	月曜日から金曜日（※土曜日・日曜日休業） ※ただし、1月1日から1月2日及び天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く。
営 業 時 間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：50～15：50
サービスを提供する区域	横手市山内地域、旧横手市の一部

※上記地域以外の方でも利用をご希望の方はご相談ください。

5 サービス内容

介護度に応じた地域密着型通所介護計画を作成し、ご利用者及びご家族の承諾のもと計画に応じた介護サービスを提供します。

種類	内容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> * 食事の準備、介助を行います。 ※ 食事提供にかかる経費は別途お支払いただきます。 ※ お弁当をご持参いただくことも可能ですが、あらかじめ事業所に申し出てください。
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> * ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> * ご利用者のご希望と体調に応じて入浴又は清拭を行います。入浴は一般浴槽（温泉）があります。併設施設の特殊浴槽もご利用いただけます。 ※ 地域密着型通所介護をご利用の方は別途加算料金が算定されます。

健康管理	* 看護職員が血圧、その他健康状態の確認、健康に関する相談・助言を行います。
相談及び援助	* ご利用者及びご家族からのいかなるご相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
レクリエーション等	* レクリエーション、グループ活動、機能訓練、行事等ご利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供します。
口腔機能向上プログラム	* いつまでもおいしく食事を摂り健康維持につながるよう、看護職員等が食べる機能の向上、口腔ケアの指導・助言を行います。 ※ サービスを選択されたご利用者には別途、加算料金が算定されます。
運動機能向上プログラム	* 身体機能の維持・向上を図るため、筋力トレーニングマシン等によるプログラムを行います。 ※ 介護予防通所介護、第1号通所型サービスをご利用の方のみ別途、加算料金を算定のうえサービスを選択いただけます。
生活機能向上グループ活動	* 生活機能の向上を目的として、共通の衣食住・通信の課題別（洗濯、調理、掃除、パソコン操作等）に6人以下のグループ活動を行います。 ※ 介護予防通所介護、第1号通所型サービスをご利用の方のみ別途、加算料金を算定のうえサービスを選択いただけます。

※尚、口腔機能向上プログラム、運動機能向上プログラム、生活機能向上グループ活動の3つのサービスについては、その実施が無く、加算の生じない場合がございます。詳細につきましては、別紙料金表にて説明しております。

6 利用料金

(1) 介護保険事業利用者については、介護保険法による介護報酬の告示上の額に従い当該区分に応じた利用金の1割をお支払下さい。

但し、平成27年8月1日からは、各保険者から送付される「負担割合証」に記載されている負担の割合を利用料金としてお支払頂くこととなります。

(2) 利用料金については「別紙 料金表」をご確認ください。

(3) サービスの中止及びキャンセル料について

①サービスの中止はご利用日の2日前までご連絡ください。

②急な体調不良や用事等ご利用日当日にサービスを中止する場合は、送迎の都合上8時30分までご連絡ください。

③ご利用日当日の午前8時30分までご連絡がなかった場合は、昼食のキャンセル料として600円をご負担いただく場合があります。

(5) 利用料金の支払方法

毎月、16日頃までに前月分の請求をいたしますので、当該月の末日までにお支払いください。お支払確認後、領収書を発行いたします。

お支払方法は、口座自動振替、銀行振込（振込手数料は自己負担になります）、現金支払いの3通りの中からご契約の際に選べます。ご契約後、お支払方法の変更を希望する場合はご相談ください。

①口座自動引き落としの場合の指定金融機関及び引き落とし日

- ・北都銀行 毎月25日（再振替なし）
- ・JA秋田ふるさと 毎月25日（再振替なし）
- ・ゆうちょ銀行 毎月25日（再振替なし）
- ・秋田銀行 毎月25日（再振替なし）

②銀行振り込みの場合

- ・北都銀行横手西支店 普通預金 6109094
名義人 横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑 施設長 和賀 雅人
- ・秋田ふるさと農業協同組合山内支店 普通預金 0006170
名義人 社会福祉法人相和会 横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑
施設長 和賀 雅人

③現金支払いの場合

末日まで当事業所窓口へお支払ください。

7 協力医療機関

事業所は、下記の医療機関の協力を得て、ご利用者の状態が急変した場合等は、速やかに対応をお願いするようにしています。

名 称	横手胃腸科クリニック	高橋内科医院
所 在 地	横手市清川町 13-31	横手市安田字ブンナ沢 80-45
電話番号	0182-35-2222	0182-32-5662

8 緊急時の対応方法

ご利用者の容態の変化等があった場合は、主治医又は上記協力医療機関に連絡をする等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

9 非常災害の対策

災害時の対応	役割分担などを定めた避難訓練等を通じ、ご利用者、職員が災害時において迅速的確な対応を図ることとします。
--------	---

平常時の訓練等	各人の役割分担などを定め、年2回以上の避難訓練を、ご利用者の方の参加並びに地域住民、消防署等の協力を得て実施します。	
防災設備	室内消火栓	防火扉・シャッター
	自動火災報知器	非常通報装置
	誘導灯	漏電火災報知器
	ガス漏れ報知器	
	カーテン、ブラインド等防火性のあるものを使用しております。	
防災計画等	消防署への届出済 防災管理者届出済	

10 苦情申し立て

当施設苦情受付窓口	苦情受付担当者 生活相談員 石山 和歌子 苦情解決責任者 管理者 和賀 雅人 電話 0182-53-2300
法人苦情受付窓口	総括苦情解決責任者 社会福祉法人相和会 理事長 萱森眞雄 所在地 横手市上境字館133番地の5 電話 0182-23-8335
第三者委員 ※地域担当	高階昇二郎※ 〒019-1104 横手市山内三又字上野 34 電話 0182-53-5041 松井 敏子 電話 0182-36-1862 小田嶋栄子 電話 0182-33-8075 高橋 博子 電話 0182-42-1238
横手市まるごと福祉課	所在地 横手市中央町8番2号 電話 0182-35-2134
国民健康保険団体連合会	所在地 秋田市旭栄町1-5 電話 018-883-1550
秋田県運営適正化委員会	所在地 秋田市旭北栄町1-5 電話 018-864-2726

11 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所は、ご利用者の個人情報保護及び安全管理を保つため、個人情報の利用目的を明示するとともに、適正に情報の管理を行うものとする。

- 2 事業所は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族、契約者の秘密を契約中及び契約終了後においても保持しなければならない。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族、契約者の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても秘密を保持するものとする。

12 事故発生の防止等について

施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生又はその再発を防止

するため、次に定める措置を講じるものとする。

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 事故防止のための定期的な委員会の開催、及び職員に対する研修を年2回以上行う。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

1.3 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、利用者に対するサービス提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

1.4 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

令和6年4月現在 実施なし

1.5 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具等の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は他のご利用者の迷惑になる場合はご遠慮願います。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者の迷惑になる場合はご遠慮願います。又むやみに併設事業所に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	原則ご本人、又はご家族
現金等の管理	原則ご本人、又はご家族
宗教・政治活動	施設内での宗教及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

1.6 サービス終了の手続き等

(1) ご利用者の都合でサービスを中止される場合

中止を希望する日の30日以上前までお申し出ください。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- ・要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用がお亡くなりになった場合、若しくは被保険者資格を喪失した場合

(3) その他

- ① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反する場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、ご利用者は文書

で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

② 以下の場合、契約を解除させていただく場合があります。

- ・サービスの利用料金及びその他支払うべき必要を3ヵ月以上滞納した場合
- ・ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヵ月以上にわたってサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合
- ・ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・ご利用者又はご家族などが、当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・ご利用者の行動が、他のご利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがありかつ、その行動を通常の介護方法では防止することができない場合
- ・故意に法令違反、その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合

1 7 虐待の防止について

事業所は利用者の人権の養護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための研修を年2回以上実施。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

3 事業所はサービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

1 8 身体拘束等について

事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合には家族から「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができる。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体拘束の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を年2回以上、定期的実施する。

1 9 サービス提供の記録

事業所は、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存しなければならない。

2 0 衛生管理等

事業所の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に

努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。
- 3 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

2.1 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

2.2 地域との連携等について

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

2.3 法人の定款に定める事業

種 別	名 称
養護老人ホーム	養護老人ホーム映月荘
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ビハーラ横手 特別養護老人ホーム ビハーラ赤坂 横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイ ビハーラ横手 横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑 老人短期入所施設
特定施設入居者生活介護	ケアハウス ビハーラ横手

介護予防特定施設入居者生活介護	
訪問介護・介護予防訪問介護	ヘルパーステーション ビハーラ横手
居宅介護支援 介護予防居宅介護支援	相和会 かいご相談センター
小規模多機能型居宅介護	ビハーラ横手小規模多機能型居宅介護事業所ぬくもり
認知症対応型共同生活介護	ビハーラ横手 グループホーム ぬくもり
老人デイサービス	横手市デイサービスセンター ふるさと館 横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人デイサービスセンター ビハーラ横手 介護予防デイサービスセンターかがやき 悠林の丘
認知症対応型通所介護	木立の舎
幼保連携型認定こども園	相愛こども園 和光こども園

以上、横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑 老人デイサービスセンターにおけるサービスの提供開始に際し、ご利用者に対し契約書及び本書面に基づき重要事項の交付と説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 相和会
所在地 秋田県横手市山内土淵字鶴ヶ池 31-3
名称 横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人デイサービスセンター

説明者 職名 _____

氏名 _____ 印 _____

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から重要事項の交付と説明を受け、同意し受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

ご利用者との続柄 _____